

開発行為による下水道施設の指導指針

令和6年7月

倉敷市環境リサイクル局下水道部

(目的)

- 1 本指導指針は、倉敷市開発行為指導要綱（昭和62年倉敷市告示第111号）の規定に基づき、開発行為に伴い施工する下水道施設の指導等を行うに当たって、必要な事項を定め指導の適正化を図ることを目的とする。

また、本指導指針に明示のない事項については、倉敷市下水道工事仕様書、倉敷市下水道工事に関する要綱、倉敷市下水道施設（管きよ）標準図に準ずるものとする。

(用語の定義)

- 2 この指導指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 開発行為に伴い施工する下水道施設とは、下水管きよ及び下水管きよに附帯するその他の施設（マンホール、副管、公共汚水ます、取付管等）をいう。

(2) 申請者とは、前号の下水道施設を倉敷市に帰属しようとするものをいう。

(適用範囲)

- 3 開発行為における下水道施設埋設工事（都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条の規定に基づく開発協議（以下「32条協議」という。）による）に適用する。ただし、開発区域が倉敷市公共下水道全体計画区域内であり、将来下水道施設を倉敷市へ帰属する予定があるものに限る。

(下水道施設の帰属)

- 4 下水道施設の帰属に関しては、次に定めるものとする。

(1) 帰属する下水道施設の範囲

開発行為または当該開発行為に関する工事により新設された下水道施設。ただし、将来開発計画のため開発区域外まで延長されキャップ止となる下水管きよ及び取付管は除く。

(2) 帰属の時期

下水道施設の工事完了検査に合格した後、都市計画法第39条の規定に基づき工事完了公告の翌日に帰属する。

(3) 帰属の方法及び手続き

ア 申請者は、下記の書類を倉敷市環境リサイクル局下水道部下水建設課（以下「下水建設課」という。）へ提出する。

- ・ 下水道施設帰属申請書
- ・ 図面一式（位置図、竣工平面図（TP表示）、その他必要な図面）
- ・ 総括調書、管路延長調書、マンホール及びます調書

イ 下水道施設の帰属手続きは、開発道路が倉敷市道として登記が完了次第行う。

ウ 前項イの規定を原則とするが、これに依らない場合は、下水建設課と別途協議しなければならない。

(下水道施設の維持管理)

- 5 倉敷市は、32条協議対象の下水道施設が倉敷市に帰属後、維持管理を行う。ただし倉敷市が下水道施設の補修を必要と認めた場合、帰属後3年間は、申請者の負担において補修を行うものとする。

(費用)

- 6 開発行為に伴い施工する下水道施設に係る費用は、全て申請者の負担とする。
(完了検査)

- 7 下水道施設工事完成時点で下水建設課の検査(完工届・テレビカメラ調査・竣工図作成等)を受けること。なお、テレビカメラ調査等に必要な費用は、全て申請者の負担とする。

(接続)

- 8 倉敷市に帰属されていない開発区域の下水道施設に接続する場合は、接続する開発道路(下水道施設含む)所有者の接続同意書を32条協議の提出書類に添付すること。

(施工基準)

- 9 系統について

- (1) 汚水流下系統は、倉敷市公共下水道計画と整合を図ること。
(2) 合流地区で既設公共下水道管に接続するにあたって下流能力が不足する場合は、開発区域の排水系統を分散すること。
(3) 維持管理のため、また将来の移設を減らすため、他の埋設物との離隔を確保し敷設すること。

埋設位置については他の埋設物と道路の反対側で、道路境界からの平面離隔を1.5m程度とする。

上記による施工が困難な場合は各管理者と協議のうえ決定する。

- 10 管径について

- (1) 下水道施設埋設の最小口径は、污水排除方式が分流式の場合、 $\phi 150\text{mm}$ を原則とする。

表 1

	管 径	勾 配	管路延長	取付管径
旧倉敷市	$\phi 150$	5%以上	50m以下	$\phi 100$
真備地区	$\phi 150$	5%以上		
船穂地区	$\phi 150$	5%以上		

ただし、下記の場合は別途協議しなければならない。

- ・大規模開発を行う場合。
- ・公共下水道の未整備箇所に、特別使用等で申請者が下水道排水施設の埋設を行う場合。

(2) 汚水排除方式が合流式の場合、最小口径は $\phi 250\text{mm}$ を原則とする。

1.1 管きよの平面接合について

- (1) 中心交角は、 60° 以下にすることが望ましい。
- (2) 中心交角が 90° を超える場合は、手前にマンホールを設けて2段階で曲折させることが望ましい。ただし、中心交角を 110° までは1段階で曲折させることができるが、マンホール内段差を4cm以上とする。

1.2 土被りにについて

原則、本管の土被りは1.0m以上とするが、既設管が浅い等の制約がある場合は別途協議して決定する。またその場合の最低土被りは、0.6m以上とし、他の埋設物との離隔が確保でき、取付ます及び将来流入が十分取れる深さで施工することとする。

1.3 勾配について

- (1) 下水道管きよ勾配（管底高／管路延長）について、汚水排除方式が分流式の場合、表1を参照する。
- (2) 下水道管きよ勾配（管底高／管路延長）について、汚水排除方式が合流式の場合、5‰以上とする。

1.4 流速について

- (1) 汚水排除方式が分流式の場合は、 $0.6\sim 3.0\text{m/秒}$ とする。
- (2) 汚水排除方式が合流式の場合は、 $0.8\sim 3.0\text{m/秒}$ とする。

1.5 マンホール間隔について

原則、管路の延長は50m以下とする。

1.6 曲管について

- (1) 原則、使用しない。ただし、現場条件等により曲管を使用しないと施工が困難な場合は、別途協議のうえ決定する。
- (2) 竣工図には曲管の角度及び上流マンホールからの距離（管路延長）を記入し、曲管位置のオフセットを表示すること。

1.7 本管使用材料について

開削部管路の硬質塩化ビニール管は全てゴム輪受口を使用すること。ただし、施工上カラーが必要となった場合は、1スパン1個は使用してもよいとする。

1.8 埋設シートについて

全ての開削工事の本管部・取付管部に埋設し、その位置は土被りの1/2付近とする。

1 9 取付マンホールについて

開発区域内に取付マンホールが必要な場合は、1箇所まで倉敷市で設置する。

2 0 マンホール配置について

下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール（以下「組立マンホール」という。）を標準とするが、複数のマンホールが必要な場合は、下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール（以下「塩ビマンホール」という。）が連続しないようにマンホールを設置すること。

ただし、管路の会合部には組立マンホールを使用しマンホール配置については別途協議すること。

2 1 マンホールについて

(1) マンホールは、1号組立マンホール（内径900mm）とする。ただし、それ以外のマンホールについては、協議すること。

(2) マンホール内は、インバートを施工し、マンホール内の上下流段差を2cm以上とること。

(3) 1号組立マンホールと本管の接合部には、マンホール用可とう性継手を使用すること。

(4) 下水道用鋳鉄製マンホール蓋（φ600mm）は、倉敷市型でT-14型を使用すること。大型車が頻繁に通行する場合は別途協議すること。

(5) マンホールの足掛金物は下流側に設置するものとする。

2 2 塩ビマンホールについて

(1) マンホールは、塩ビマンホール（内径300mm）とする。

(2) マンホール深さは、3.5m以下とする。

(3) 管路の会合部には使用しないこと。

(4) 大型車が頻繁に通行する場所へは使用しないこと。

(5) 下水道用鋳鉄製防護蓋（φ300mm）は、倉敷市型でT-14型を使用すること。

(6) 塩ビマンホールの埋戻について、下水道本管の保護材上端から20cm間を、保護材又は本管一次埋戻材とする。また、下水道用鋳鉄製防護蓋の沈下を防止するため、塩ビマンホール周辺を舗装下端から前述の埋戻上端まで、再生砕石（底幅900、もしくは、550×延長900以上）で埋戻すこと。

2 3 副管について

(1) マンホール内段差（上流管底高一下流管底高）が60cm以上となる場合は、副管を設置すること。

(2) 倉敷市が、マンホールを設置する場合で副管が必要な場合は、立上げ部分までを市施工とする。

(3) 内副管で施工する場合は、協議をすること。

2.4 汚水ます及び取付管について

(1) 汚水ますは、開発道路と宅地の境界から1m以内で将来の建築物の支障とならない宅地内に設置すること。

(2) 取付管の間隔は、取付管中心間で110cm以上とすること。

(3) マンホール付近での取付管施工は、マンホール継手から0.5m以上離して施工すること。

(4) 本管への接続部には可とう性支管を使用すること。

(5) 汚水ますは、硬質塩化ビニル製（内径200mm、自在流入タイプ）を使用すること。

(6) 原則として、汚水ますの深さは、0.8m以上とするが1.5mを越えるものについては、協議すること。

(7) 原則として、汚水ますの蓋は、硬質塩化ビニル製を使用するが、現場条件（重車両が通行する場所等）によっては下水道用鋳鉄製防護蓋（倉敷市型φ200mm）を使用すること。

(8) 最上流部において、将来にわたって下水道管が流入しない場合は、必ず取付管をマンホールに直接接続すること。接続個数は、1号組立マンホールの場合は、3箇所までとし必ずインバートを施工すること。また、取付管と取付管の離隔は15cm以上離すこと。

(9) 既設汚水ますの改造及び撤去する場合は、協議を行い申請者負担で施工し、その内容を竣工図に明記すること。

(10) 3.2条協議対象外の開発行為で汚水ますが必要な場合は、1箇所まで倉敷市が設置する。ただし、既設汚水ますが設置されている場合は、設置しない。

2.5 耐震対策について

レベル1地震動に対して設計流下能力を確保するよう設計を行うこと。

(1) 管材について以下の場合耐震計算の省略が出来る。

①管径700mm以下の差し込み継手

②管きよの埋設線形がほぼ直線である。

③表層地盤が均一で、せん断弾性波速度が深さ方向に一様である。

(2) 組立マンホールの耐震計算について以下の照査を終えている二次製品を使用する場合は計算を省略し使用できる。

①部材鉛直断面照査

②部材水平断面照査

③継手の開口量の照査

(3) 液状化による被害のおそれがない様、埋め戻しにおいて、締固め度90%以

上での十分な締固めをおこなう。

(その他)

26 その他申請及び協議について、次に定めるものとする。

(1) 32条協議は、その協議書をもって取付マンホール設置申請書を兼ねるものとする。

(2) 倉敷市施工の取付マンホールの具体的施行時期については下水建設課と協議調整を行い立会すること。

(3) 32条協議対象外の開発行為は、90日前までに「取付管及び取付マス設置申請書」を下水建設課へ提出し、協議を行うこと。

ただし、本管工事を伴う場合の施工時期等については、下水建設課と別途協議すること。

(4) 「都市計画法第32条の規定に準ずる開発協議（道路位置指定による開発等）」の協議基準についても、本指導指針に準ずるものとする。

なお、市道編入時期未定の延長敷地等に下水道施設を敷設する場合、市道編入時に再度テレビカメラ調査を行い下水道施設に異常のないことを確認の後、移管申請書とあわせて提出することとする。ただし、検査後5年以内に移管申請される場合は、検査時のテレビカメラ調査を移管時の調査と兼ねることができることとする。

(5) 下水道法22条により設計又は工事監督については政令で定める資格を有するものでなければならない。

この指針は令和6年7月1日以降協議するものに対し適用するものとする。